

仕 様 書 (案)

1 件 名 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託

2 履行期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

3 業務に関する全般事項

- (1) 業務は、①港区客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）の周知・啓発、②条例第7条「客引き行為等の禁止」及び第8条「客引き行為又は勧誘行為を用いた営業の禁止」違反行為者（店舗含む。）に対する指導、③六本木安全安心憲章の周知・啓発（六本木地区のみ）、④その他社会通念上の迷惑行為（※）の抑止・啓発とする。
- (2) 業務従事指導員（以下「指導員」という。）は、徒歩により業務を実施する（雨天時も同様）。
- (3) 事件・事故を現認し、又は迷い人・急病人等の要保護者を発見した場合など緊急対応を要するときは、直ちに警察又は消防等の関係機関に通報するとともに、必要な措置を講ずること。
- (4) 事件・事故等の特異事案を取り扱った場合は、事案の概要を速やかに区に口頭報告するとともに、事後、区に書面報告すること。
- (5) その他、対応困難な状況が発生したときは、直ちに区に連絡して指示を受け適切に対応すること。
- (6) 大雨、洪水、地震などにより、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、区の指示に従い、安全確保を図りながら、現場確認等の対応に当たること。
- (7) 食事、喫煙、休憩は、受注者が区内に設ける拠点にて定められた時間に行い、路上等の公共の場所では行わないこと。
- (8) 区からの指示事項（緊急対策、重点巡回地点の指示など）は、巡回業務をコントロールする基地局に報告し、基地局は従事する指導員に指示徹底を図るとともに、業務遂行の確認を行うこと。また、指導員間での連絡を密にするとともに、情報を共有すること。
- (9) 業務に必要な物品等の全ての費用は、受注者の負担とする。

※「迷惑行為」とは、公共の場所における下記の通行妨害行為等をいう。

- ・ 通行の妨害となる路上での滞留やたむろ行為
- ・ 路上喫煙、ごみの不法投棄等のルール違反行為（「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で禁止されている迷惑行為等）
- ・ 上記のほか、社会通念上、公衆の迷惑と認められる行為

4 履行場所

- (1) 新橋地区：新橋駅周辺の公共の場所
- (2) 六本木地区：六本木交差点周辺の公共の場所
- (3) 赤坂地区：赤坂見附駅周辺の公共の場所
- (4) 大門・浜松町、田町、品川地区：大門駅周辺及び浜松町駅周辺、田町駅周辺、品川駅港南口周辺

5 履行日時

(1) 履行日

ア 平成31年度の履行日は、下記のとおりとする。ただし、区内の情勢によって、必要性があると区が判断した場合にはこの限りではない。

- ① 新橋地区、赤坂地区、大門・浜松町地区、田町地区、品川地区については、原則として土・日曜日、国民の祝日及び区が指定する日（平成31年8月13日から8月15日、12月29日から平成

【別紙1】

32年1月4日まで)を除く毎日とし、242日実施するものとする。ただし、品川地区については、区と協議のうえ、月1回土曜日に業務を実施することとし、実施した場合は原則として翌月曜日を休務日とする。

- ② 六本木地区については、原則として日・月曜日、国民の祝日及び区が指定する日(平成31年8月13日から8月15日、12月29日から平成32年1月9日まで)を除く毎日とし、245日実施するものとする。

イ 平成32年度の履行日は、下記のとおりとする。ただし、区内の情勢によって、必要性があると区が判断した場合にはこの限りではない。

- ① 新橋地区、赤坂地区、大門・浜松町地区、田町地区、品川地区については、原則として土・日曜日、国民の祝日及び区が指定する日(平成32年8月13日、8月15日、12月29日から平成33年1月4日まで)を除く毎日とし、241日実施するものとする。ただし、品川地区については、区と協議のうえ、月1回土曜日に業務を実施することとし、実施した場合は原則として翌月曜日を休務日とする。
- ② 六本木地区については、原則として日・月曜日、国民の祝日及び区が指定する日(平成32年12月29日から平成33年1月9日まで及び1月12日)を除く毎日とする。ただし、平成32年7月1日から9月30日までの期間は休務日なく毎日とし、履行日は271日とする。

ウ 平成33年度の履行日は、下記のとおりとする。ただし、区内の情勢によって、必要性があると区が判断した場合にはこの限りではない。

- ① 新橋地区、赤坂地区、大門・浜松町地区、田町地区、品川地区については、原則として土・日曜日、国民の祝日及び区が指定する日(平成33年8月13日、12月29日から平成34年1月4日まで)を除く毎日とし、241日実施するものとする。ただし、品川地区については、区と協議のうえ、月1回土曜日に業務を実施することとし、実施した場合は原則として翌月曜日を休務日とする。
- ② 六本木地区については、原則として日・月曜日、国民の祝日及び区が指定する日(平成33年8月13日、8月14日、12月29日から平成34年1月11日まで)を除く毎日とし、243日実施するものとする。

(2) 実施体制

ア 平成31年度の実施体制は下記のとおりとする。ただし、区内の情勢によって地区間で班編成数を融通する必要性が生じた場合や、区内の環境浄化団体、町会・自治会等が実施するパトロールの日程、区民等からの要望がある場合には、区と協議して対応するものとする。

場所	時間	班編成数
新橋地区	原則月～金曜午後5時～午前0時	5班
六本木地区	原則火・水・土曜午後6時～午前1時	4班
	原則木・金曜午後6時～午前1時	3班
	原則木・金曜午後10時～午前1時、 午前5時～午前7時	1班
赤坂地区	原則月～金曜午後5時～午前0時	3班
大門・浜松町、田町、品川地区	原則月～金曜午後5時～午後11時	6班

【別紙1】

- イ ① 平成32年4月1日から6月30日及び10月1日から平成33年3月31日までの実施体制は下記のとおりとする。ただし、区内の情勢によって地区間で班編成数を融通する必要性が生じた場合や、区内の環境浄化団体、町会・自治会等が実施するパトロールの日程、区民等からの要望がある場合には、区と協議して対応するものとする。

場所	時間	班編成数
新橋地区	原則月～金曜午後5時～午前0時	5班
六本木地区	原則火・水・土曜午後6時～午前1時	4班
	原則木・金曜午後6時～午前1時	3班
	原則木・金曜午後10時～午前1時、 午前5時～午前7時	1班
赤坂地区	原則月～金曜午後5時～午前0時	3班
大門・浜松町、田町、品川地区	原則月～金曜午後5時～午後11時	6班

- ② 平成32年7月1日から9月30日までの実施体制は下記のとおりとする。ただし、区内の情勢によって地区間で班編成数を融通する必要性が生じた場合や、区内の環境浄化団体、町会・自治会等が実施するパトロールの日程、区民等からの要望がある場合には、区と協議して対応するものとする。

場所	時間	班編成数
新橋地区	原則月～金曜午後5時～午前0時	5班
六本木地区	毎日、午後6時～午前1時	2班
	毎日、午後10時～午前7時	3班
赤坂地区	原則月～金曜午後5時～午前0時	3班
大門・浜松町、田町、品川地区	原則月～金曜午後5時～午後11時	6班

- ウ 平成33年度の実施体制は下記のとおりとする。ただし、区内の情勢によって地区間で班編成数を融通する必要性が生じた場合や、区内の環境浄化団体、町会・自治会等が実施するパトロールの日程、区民等からの要望がある場合には、区と協議して対応するものとする。

場所	時間	班編成数
新橋地区	原則月～金曜午後5時～午前0時	5班
六本木地区	原則火・水・土曜午後6時～午前1時	4班
	原則木・金曜午後6時～午前1時	3班
	原則木・金曜午後10時～午前1時、 午前5時～午前7時	1班
赤坂地区	原則月～金曜午後5時～午前0時	3班
大門・浜松町、田町、品川地区	原則月～金曜午後5時～午後11時	6班

6 業務体制

(1) 指導員の管理等

- ① 区内に指導員の拠点を設け、労働基準法に基づいた適正な勤務配置を行うこと。
- ② 各地区において、指導員の指導監督として、警備業法に基づく警備員指導教育責任者（同資格保有者）を1名以上配置して現場を統括させるとともに、区との連絡担当窓口とすること。なお、

六本木地区については、以下のとおりとする。

期間	時間	警備員指導教育責任者 資格保有者数
平成31年度、平成32年4月 1日～6月30日、平成32年 10月1日～平成33年3月31 日及び平成33年度	原則火・水・土曜午後6時～午前1時	1人以上
	原則木・金曜午後6時～午前1時	1人以上
	原則木・金曜午後10時～午前1時、 午前5時～午前7時	1人以上 ※上記記載の者とは別
平成32年7月1日～9月30 日	毎日、午後6時～午前1時	1人以上
	毎日、午後10時～午前7時	1人以上 ※上記記載の者とは別

- ③ 警備員指導教育責任者は、定年退職した警察官など、客引き行為等の規制に関する法令（「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）」及び「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（東京都迷惑防止条例）」をいう。以下同じ。）の知識を有し、繁華街の生活安全対策に関する実務経験を有する者とする。
- ④ 警備員指導教育責任者は、警備業法に定められた教育だけにとどまらず、「救命技能認定証（自動体外式除細動器業務従事者）」を取得させるとともに、客引き行為等の規制に関する法令、港区生活安全行動計画及び「みなとタバコルール」等の区的生活安全・環境浄化に関する取組、心肺蘇生法（CPR）及び自動体外式除細動器（AED）の取扱いなど、本業務を遂行するのに必要な教育を実施し、教育簿を備え付けること。
- ⑤ 六本木地区では、指導員として、社会生活で求められる英語を十分理解し、使用することが可能で、客引き行為等の規制に関する法令の内容等を英語で平易に伝えることができる者を各班に1名以上配置すること。
- ⑥ 指導員に対する研修は、個人指導月2回以上、集合教育月1回以上又は、個人指導月3回以上実施し、研修簿を備え付けること。
- ⑦ 指導員は、危険に対して冷静に対処できる者や交渉力に長ける者など、巡回指導業務（類似業務含む。）の十分な実績と経験を持つ者とし、本業務の目的と内容を理解し、指導等を行う際には責任感を持ち、緊急時においても迅速かつ的確に業務を遂行できる心身強健の者を選定すること。
- ⑧ 受注者は、受注決定後、業務開始前までに指導員の名簿（氏名、生年月日、実績、経験年数等）を区に提出すること。なお、名簿提出後、指導員を変更する場合は、その都度、区の承認を得ること。
- ⑨ 受注者は、港区客引き行為等の防止に関する条例施行規則第4条第5項の「港区客引き行為防止指定指導員証」（別紙1）（以下「指定指導員証」という。）への貼付用及び区が保管する名簿用として、各指導員の顔写真（カラー、脱帽、背景無し）を2枚用意し、うち1枚は当該名簿に貼付の上、提出すること。
- ⑩ 受注者は、月間の勤務予定者一覧表を提出すること。その際、各勤務日の責任者が分かるように明記すること（書式は任意）。

（2）実施体制

- ① 1班につき2名以上の指導員で構成するものとし、上記（1）②で定める者と連携しながら業務を実施すること。
- ② 受注者は、区と協議の上、指導員に制服や腕章等を着用させるなど、当該業務を視覚的にアピールすること。また、指導員には、指定指導員証のほか、受注者が用意する携帯電話等の必要な機材や消耗品を常備させ、当該業務に万全を期すこと。
- ③ 指導員の勤務交替時には、申し送り、指示等を適切に行うこと。
- ④ 活動中の指導員の行動は、基地局にて適宜管理し、事故発生時等には必要な措置を講ずること。

7 業務内容

(1) 条例の周知・啓発

客引き行為者等が多く出現する場所において、区が用意するチラシ等を用いて条例の内容の周知・啓発を行うこと。なお、実施場所は、区と協議して決定するものとし、通行の妨げやティッシュ配布等の宣伝行為の妨げなど店舗の営業妨害と誤認されないよう注意すること。

(2) 条例第7条「客引き行為等の禁止」及び第8条「客引き行為又は勧誘行為を用いた営業の禁止」違反行為者（店舗含む。）に対する指導

条例第7条「客引き行為等の禁止」及び第8条「客引き行為又は勧誘行為を用いた営業の禁止」違反者に対して、条例第10条第1項を根拠とする「指導」を実施すること。なお、指導を行う際は、強制や威圧と受け取られる態度を避け、理解と協力を求めるよう礼儀正しく説明すること。

(3) 六本木安全安心憲章の周知・啓発

六本木地区では、上記（1）、（2）及び下記（4）に加え、六本木地区において全ての人が守るべきまちのルール「六本木安全安心憲章」に規定されている項目についての周知・啓発活動を行うこと。

(4) その他社会通念上の迷惑行為の抑止・啓発

巡回中に、道路等の公共の場所において、喫煙やごみの不法投棄等の「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で禁止されている迷惑行為を視認した場合は、当該行為者に、同条例の趣旨を説明して理解を求めること。また、通行の妨害となる路上での滞留やたむろ行為その他社会通念上の迷惑行為を行う者に対しても啓発を行うこと。

(5) 巡回時の注意事項

① 各地区の警備員指導教育責任者の代表者又はその代理人は、各日（開庁日のみ）の業務開始前に、区担当課へ立ち寄り、必要な指示を受けたうえで業務に臨むこと。

② 指導員は、常に本業務の主旨を踏まえ、怠慢及び不適切な行動をとることがないように十分に注意すること。

③ 巡回中に犯罪企図者（犯罪に着手しているおそれのある者）や不審物等を発見した場合には、下記の対応を取ること。

ア 犯罪企図者

速やかに110番通報及び関係機関へ連絡するとともに、周囲の区民等の安全を確保しつつ、事態拡大の防止に努めること。

イ 不審物等

絶対に手を触れず速やかに110番通報（不審火等は119番通報）及び関係機関に連絡するとともに、周囲の区民等の安全を確保しつつ、受傷事故防止に留意の上、不審物等による被害の防止に努めること。

(6) 関係機関からの情報収集

受注者は、効果的に活動を行うため、業務実施日毎に各地区を管轄する警察署に立ち寄り、最新の事件・事故等に関する状況について収集すること。これらの内容については、連絡事項等があれば必ず区へ報告すること。

(7) その他

通行者等から問合せや地理案内を求められたときは、当該業務に支障のない範囲で、区が発行する身分証明書を提示し、誠実に応対すること。

8 区への報告等

(1) 受注者は、業務実施日毎に日報（別紙2）を地区ごとに作成し、活動実施日の翌開庁日に区担当課へ持参して業務報告を行うとともに、電子メールでも担当者に送付すること。

- (2) 毎月第2金曜日までに、前月分の日報の内容を集約した月報（様式任意）を作成し、代表者による業務状況確認書と併せて区担当課へ持参して業務報告を行うとともに、CD-ROM等の記録媒体でも提出すること。

9 官公庁への証明申請

受注者は、区を代行して、巡回指導業務の実施に関する道路使用許可申請等の必要な手続を官公庁に対し行うこと。

10 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、区又は第三者に対して損害を与えたときは、これらを賠償する一切の責務を負うこととする。
- (6) 受注者は、指導員が受注業務中の災害や事故等で被った損害について、区に一切の責任及び賠償を求めないものとする。
- (7) 受注者は、指導員の労働条件等について労働基準法、労働安全衛生法及び最低賃金法などの労働関連法令を遵守しなければならない。
- (8) 受注者は、個人情報について、別紙3「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (10) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。

11 疑義等の取扱い

本仕様書に定めた事項に関し疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない細部については、港区と協議の上、決定することとし、受注者は、業務内容に疑義があるときは、速やかに区の担当者に連絡し、指示を受けて対応すること。

12 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成21年3月27日付改正20環車規第837号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を

供給すること。

1.3 契約金額の支払方法




毎月の履行確認後、受注者からの請求に基づき月ごとに支払う。

1.4 問合せ先

防災危機管理室防災課生活安全推進担当 電話 (3578) 2271

指導員身分証明書

(表)

港区客引き行為防止指定指導員証		No.000000
	氏 名	 (顔写真)
	有効期限 年 月 日	
上記の者は、港区客引き行為防止指定指導員であることを証明する。		
年 月 日発行		
港 区 長 (氏 名)		

(裏)

注意事項
1 港区客引き行為防止指定指導員は、その職務に当たり本証を携帯するものとする。
2 条例に基づく指導その他の措置又は条例第13条第1項に定める調査等をする場合は、本証を提示しなければならない。
3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4 本証を紛失したときは、速やかに届け出なければならない。
5 指定を解除されたときは、遅滞なく本証を返納しなければならない。

客引き行為等防止巡回指導業務日報

地区	平成 年 月 日 曜	時～ 時	天気
No.	業務従事者属性	業務従事者氏名	
1	警備員指導教育責任者		
2	指導員		
3	指導員		
4	指導員		
5	指導員		
6	指導員		
7	指導員		
8	指導員		
9	指導員		
10	指導員		
11	指導員		

※六本木地区の英語対応要員は、属性欄に「英語」と追記すること

<巡回指導内容確認一覧>

No.	対応項目	時間帯	視認人数	指導人数	状況 (指導の概況を記入)
1	条例第7条違反	17時～20時	人	うち書面 人	
2		20時～22時	人	うち書面 人	
3		22時～24時	人	うち書面 人	
4	条例第8条違反	17時～20時	店舗	うち書面 店舗	
5		20時～22時	店舗	うち書面 店舗	
6		22時～24時	店舗	うち書面 店舗	
7	路上喫煙者数 (延べ)	17時～20時	人	人	
8		20時～22時	人	人	
9		22時～24時	人	人	
10	その他迷惑行為	17時～20時	人	人	(具体的な迷惑行為等も記入)
11		20時～22時	人	人	
12		22時～24時	人	人	

<特記事項> ※特記すべき事項があれば記入してください。

No.	時間	場所	状況・対応等
1			
2			
3			
4			
5			

<総括報告>

※当日の客引き行為等の状況、実施した指導手法及び効果（改善状況）等について総括的に記入してください。

※追加する場合は行を挿入

個人情報等取扱いに関する特記事項

(適正な管理)

第1条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間満了後も、また、同様とする。

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前条の義務を遵守させなければならない。

(再委託)

第4条 受注者は、発注者の書面による承諾を得た場合に限り、この契約により受託した事務の処理を他に委託し、又は請け負わせることができる。

第5条 受注者は、受託した事務について前条の規定により他に委託し、又は請け負わせるときは、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、発注者は、受注者が再委託先に対して適切な監督を行っているかを監督するものとする。

(第三者への提供の禁止)

第6条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(委託された事務以外への使用の禁止)

第7条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を、委託された事務以外の用途に使用してはならない。

(加工、再生等の禁止)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

(返還及び廃棄の義務)

第10条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

第11条 前条の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう善良なる管理者の注意をもって焼却又は裁断等により処分しなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第12条 受注者は、個人情報の保護に関し事故が生じたとき、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等の実地調査に対応すること。

(監査・検査への協力等)

第13条 発注者は、受注者に事前に通知し、受注者の承諾を得た上でいつでも、受注者の業務に支障を生じさせない範囲内において、個人情報の管理状況等について監査・検査を実施することができる。受注者は、合理的事由のある場合を除き、発注者又は発注者の指定した者の監査・検査

に協力しなければならない。

(公表措置及び損害賠償義務)

第 14 条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は怠った場合は、港区長の附属機関である港区個人情報保護運営審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

第 15 条 前条の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も、また、同様とする。

(特定個人情報管理体制の整備)

第 16 条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置かなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業員の明確化)

第 17 条 受注者は、特定個人情報を取扱う従業員並びにその役割を指定し、事前に従業員名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業員への教育訓練及び監督)

第 18 条 受注者は従業員に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第 19 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第 20 条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第 21 条 受注者及び発注者は、第 13 条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(電磁的記録媒体の保管)

第 22 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を、施錠できるロッカー等に保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第 23 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。